

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定等について

下記の地区について指定等がありましたのでお知らせします。詳細は、関係土木事務所にご照会ください。

●指定地区 芦屋市三条町・神戸市東灘区森北町及び芦屋市奥池町

- 指定区域数及び公示日等
 - ・土砂災害警戒区域 新規指定 3箇所(急傾斜地の崩壊3箇所)
令和3年3月30日兵庫県告示第355号及び第356号
 - ・土砂災害特別警戒区域 新規指定 2箇所(急傾斜地の崩壊2箇所)
令和3年3月30日兵庫県告示第382号及び第383号
- 公示図面の相談窓口(関係土木事務所)
 - (1)阪神南県民センター西宮土木事務所管理第2課(電話:0798-39-6131)
 - (2)神戸県民センター神戸土木事務所管理課(電話:078-737-2135)
 ※(2)は神戸市東灘区森北町に係る区域のみ

●指定地区 丹波市山南町

- 指定区域数及び公示日等
 - ・土砂災害警戒区域 新規指定 7箇所(急傾斜地の崩壊7箇所)
令和3年3月30日兵庫県告示第359号
 - ・土砂災害警戒区域 一部改正 10箇所(急傾斜地の崩壊9箇所、土石流1箇所)
令和3年3月30日兵庫県告示第375号
 - ・土砂災害特別警戒区域 新規指定 166箇所
(急傾斜地の崩壊137箇所、土石流29箇所)
令和3年3月30日兵庫県告示第388号
- 公示図面の相談窓口(関係土木事務所)
丹波県民局丹波土木事務所管理課(電話:0795-73-3834)

●指定地区 神戸市須磨区横尾及び一ノ谷地区

- 指定区域数及び公示日等
 - ・土砂災害警戒区域 新規指定 8箇所(急傾斜地の崩壊4箇所、土石流4箇所)
令和3年3月30日兵庫県告示第352号
 - ・土砂災害警戒区域 一部改正 1箇所(急傾斜地の崩壊1箇所)
令和3年3月30日兵庫県告示第364号
 - ・土砂災害特別警戒区域 新規指定 6箇所
(急傾斜地の崩壊5箇所、土石流1箇所)
令和3年3月30日兵庫県告示第379号
- 公示図面の相談窓口(関係土木事務所)
神戸県民センター土木事務所管理課(電話:078-737-2135)

●指定地区 神戸市垂水区

- 指定区域数及び公示日等
 - ・土砂災害警戒区域 新規指定 30箇所
(急傾斜地の崩壊28箇所、土石流2箇所)
令和3年3月30日兵庫県告示第353号
 - ・土砂災害警戒区域 一部改正 25箇所(急傾斜地の崩壊25箇所)
令和3年3月30日兵庫県告示第365号、第366号及び第367号
 - ・土砂災害特別警戒区域 新規指定 96箇所
(急傾斜地の崩壊93箇所、土石流3箇所)
令和3年3月30日兵庫県告示第380号
- 公示図面の相談窓口(関係土木事務所)
神戸県民センター土木事務所管理課(電話:078-737-2135)

●指定地区 神戸市西区

- 指定区域数及び公示日等
 - ・土砂災害警戒区域 新規指定 22箇所(急傾斜地の崩壊22箇所)
令和3年3月30日兵庫県告示第354号
 - ・土砂災害警戒区域 一部改正 26箇所(急傾斜地の崩壊26箇所)
令和3年3月30日兵庫県告示第368号及び第369号
 - ・土砂災害特別警戒区域 新規指定 110箇所
(急傾斜地の崩壊103箇所、土石流7箇所)
令和3年3月30日兵庫県告示第381号
- 公示図面の相談窓口(関係土木事務所)
神戸県民センター土木事務所管理課(電話:078-737-2135)

●指定地区 姫路市 市川以西地区(勝原区・網干区を除く)、広畑区、夢前町、安富町の一部地区

- 指定区域数及び公示日等
 - ・土砂災害警戒区域 新規指定 26箇所(急傾斜地の崩壊25箇所、土石流1箇所)
令和3年3月30日兵庫県告示第357号
 - ・土砂災害警戒区域 一部改正 31箇所(急傾斜地の崩壊31箇所)
令和3年3月30日兵庫県告示第370号及び第371号
 - ・土砂災害特別警戒区域 新規指定 201箇所
(急傾斜地の崩壊178箇所、土石流23箇所)
令和3年3月30日兵庫県告示第384号
- 公示図面の相談窓口(関係土木事務所)
中播磨県民センター姫路土木事務所管理第2課(電話:079-281-9460)

●指定地区 赤穂市、相生市及び上郡町(いずれも赤穂市とまたがる区域のみ)

- 指定区域数及び公示日等
 - ・土砂災害警戒区域 新規指定 13箇所(急傾斜地の崩壊13箇所)
令和3年3月30日兵庫県告示第358号
 - ・土砂災害警戒区域 一部改正 59箇所(急傾斜地の崩壊58箇所、土石流1箇所)
令和3年3月30日兵庫県告示第372号、第373号及び第374号
 - ・土砂災害特別警戒区域 新規指定 153箇所
(急傾斜地の崩壊144箇所、土石流9箇所)
令和3年3月30日兵庫県告示第385号、第386号及び第387号
- 公示図面の相談窓口(関係土木事務所)
西播磨県民局光都土木事務所管理課(電話:0791-58-2235)

●指定地区 洲本市 奥畑、納、大野、鮎屋、千草、由良及び上灘地区

- 指定区域数及び公示日等
 - ・土砂災害警戒区域 新規指定 10箇所(急傾斜地の崩壊10箇所)
令和3年3月30日兵庫県告示第360号及び第361号
 - ・土砂災害警戒区域 一部改正 14箇所(急傾斜地の崩壊11箇所、土石流3箇所)
令和3年3月30日兵庫県告示第376号及び第377号
 - ・土砂災害特別警戒区域 新規指定 167箇所
(急傾斜地の崩壊150箇所、土石流17箇所)
令和3年3月30日兵庫県告示第389号及び第390号
- 公示図面の相談窓口(関係土木事務所)
淡路県民局洲本土木事務所管理第2課(電話:0799-26-3228)

●指定地区 南あわじ市 湊、津井、阿那賀、伊加利、西淡志知、松帆及び山添地区

- 指定区域数及び公示日等
 - ・土砂災害警戒区域 新規指定 2箇所(急傾斜地の崩壊2箇所)
令和3年3月30日兵庫県告示第362号及び第363号
 - ・土砂災害警戒区域 一部改正 7箇所(急傾斜地の崩壊4箇所、土石流3箇所)
令和3年3月30日兵庫県告示第378号
 - ・土砂災害特別警戒区域 新規指定 87箇所
(急傾斜地の崩壊75箇所、土石流12箇所)
令和3年3月30日兵庫県告示第391号及び第392号
- 公示図面の相談窓口(関係土木事務所)
淡路県民局洲本土木事務所管理第2課(電話:0799-26-3228)

●解除地区 名称:西山(3) I 区域:神戸市長田区西山町2丁目

- 解除区域数及び公示日等
 - ・土砂災害警戒区域 1箇所(急傾斜地の崩壊)
令和3年3月30日兵庫県告示第393号
- 公示図面の相談窓口(関係土木事務所)
神戸県民センター神戸土木事務所管理課(電話:078-737-2135)

【滋賀県からのお知らせ】

浸水警戒区域の指定に伴う宅地建物取引時における情報の提供について

滋賀県では、滋賀県流域治水の推進に関する条例を策定し、流域治水の推進に取り組まれています。このたび、前記条例に基づく浸水警戒区域の指定が行われましたので、お知らせします。浸水警戒区域は、建築基準法第39条第1項の規定による「災害危険区域」となり、宅地建物取引業法第35条に規定する重要事項説明に該当しますのでご注意ください。

浸水警戒区域の指定状況

- ・長浜市木之本町石道
- ・長浜市余呉町菅並

詳細は、滋賀県流域治水政策室ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/kasenkoan/19549.html>

令和3年度税制改正関連法案成立について

各種特例措置の適用期限延長や住宅ローン減税の一部要件緩和等を内容とする「令和3年度税制改正関連法案」につきましては、令和3年3月26日に国会にて可決成立いたしましたので、お知らせいたします。

詳細は、協会ホームページをご覧ください。

http://www.htk.or.jp/members/law_members/15171/
(ID: hyoutaku, PW: 4018)